

平成23年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

総務部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものについては最も近い根拠法令と適用類型に置き換えています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
事業課	競艇マクール杯場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年7月2日	各ボートレース施行者	29,978,418	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	2011新鋭リーグ第12戦関西スポーツ新聞5社杯争奪 GⅢ第46回新鋭戦場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年8月2日	各ボートレース施行者	36,480,253	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	滋賀県知事杯争奪第16回びわこカップ場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年8月13日	各ボートレース施行者	37,202,538	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	デイリースポーツ杯争奪第26回オールニッポン選抜戦場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年8月26日	各ボートレース施行者	8,842,344	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2